

日 時 : 2018 年 6 月 14 日 (木) 15 : 00 ~ 17 : 00

場所 : NSRI ホール

<p>1. 認定都市プランナー・CPD 制度について</p> <p>Q 認定プランナー取得後に CPD 会員に登録しましたが、会員になる前の実績等は登録できますか。</p> <p>A 登録できます。自己登録してください。必要であれば証明書の発行も可能です。</p> <p>Q 「登録更新の手引き」の 10 ページに記載されている「期別の更新スケジュール表」では、第 1 期の CPD 取得期間の終了時点が「2020 年 10 月 4 日」になっていますが、更新受付日までなので、「2019 年 10 月 4 日」ではないでしょうか。また第 3 期の取得期間の開始時点は、合格日から 6 か月前からなので、「2017 年 5 月 20 日」ではないでしょうか。</p> <p>A その通りです。修正させていただきます。</p> <p>Q 有効期限が年度末に統一されるので、第 1 期の次回更新後の有効期限は、2025 年 3 月 31 日となるということでしょうか。</p> <p>A その通りです。第 1 期は次回更新前の有効期限は登録証の通りとしますが、次回更新以降、年度末に統一されます。</p> <p>Q CPD ポイントは、都市計画学会の CPD もそのまま活用できるという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>A はい。</p> <p>Q 建設系 CPD 協議会、例えば建設コンサルタント協会の CPD では、専門分野も都市計画以外に交通など様々な分野がありますが、どのような分野の CPD ポイントが更新時に活用できるのでしょうか。</p> <p>A 実態的に運用が難しい部分もありますが、認定プランナーの 12 分野は交通も含めて幅広いものになっており、この 12 分野に合致する分野であれば対象とみなします。</p> <p>Q 手続きとして、建設コンサルタント協会から発行された CPD の証明書のうち、12 分野に合致するものに印をつけて提出すればよろしいでしょうか。</p> <p>A はい。</p> <p>2 ejob 事業について</p> <p>Q 国土交通省の発注業務など、自治体以外の業務については対象にならないのでしょうか。</p> <p>A 国土交通省にはご相談しておりますが、国土交通省内部での評価との関係もあり、現時点では対象となっております。UR についても現在確認中ですので、今後実施できればと考えております。</p> <p>Q 再委託を受けている業務の場合、例えば自治体⇒UR⇒コンサルタントという発注の場合はどのようにすればよろしいでしょうか。</p> <p>A その場合は、UR とコンサルタントと一緒に申請することが可能です。元請けとご相談のうえ申請いただければと思います。</p>	備考
	—以上—